

平成20年度「国土交通行政インターネットモニター」を募集します

1. 募集概要

国土交通省では、国民生活や社会経済活動に密着した行政を担っています。そのため、行政の各段階で一般国民の意見・要望等を幅広くお聴きし（広聴）今後の国土交通行政の施策の企画・立案・実施のための参考としていくことがますます重要となっています。

そこで国土交通省では、国土交通行政の課題に関しインターネットを利用して質の高い意見・要望等をお聴きし今後の施策展開の参考とすることを目的として、平成16年度から『国土交通行政インターネットモニター制度』を実施しています。

平成20年度も、モニターを募集します。モニターとなった方々には、国土交通省が提示する課題について回答していただきます（4回程度、回答1件につき謝金1千円）。

（参考資料）「これまでに実施した課題」

「ナンバープレートカバーについて」及び「航空行政について」
「国土交通省の広報・広聴業務に関する調査」
「航空・空港の利用を促進させる取り組みについて」（九州ブロック提示）
「バス利用促進の具体的方策について」（九州ブロック提示）

国土交通行政インターネットモニターホームページ（<https://www.monitor.mlit.go.jp>）にアクセスしていただき「一般用閲覧ページへ」へ進んでいただきますと九州をはじめ全国でこれまでに実施された課題やアンケートの内容や集計結果等を閲覧することができます。

2. 募集人員

九州ブロック 135名

九州ブロック135名の選定については、各県の人口比率、モニターの応募状況等を勘案し決定します。応募者多数の場合には抽選にて選定。

各県毎の募集人員（予定）

福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
46名	8名	14名	17名	11名	11名	16名	12名	135名

3. 募集期間

平成20年2月1日（金）から2月28日（木）まで

4. その他詳細の『モニターの資格』『モニターの選定・委嘱』『モニターの仕事』『モニターへの謝金』『モニターへの応募方法』については、国土交通行政インターネットモニターホームページ（<https://www.monitor.mlit.go.jp>）httpではなくhttpsであることにご注意ください）にアクセスし、応募を希望される方は、モニター募集案内ページの「応募申込フォーム」に必要事項を記入の上、2月28日迄にご応募（送信）下さい。

ご応募いただいた個人情報、個人情報の保護に関する法律に従い、適正に取り扱います。

ご不明な点等お問い合わせは下記までお願い致します。

問い合わせ先

福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 九州運輸局 総務部総務課 山下、古賀
TEL 092-472-2312
メールアドレス im-kyushu@qst.mlit.go.jp

5. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上（平成20年4月1日現在）の方で、インターネットを容易に利用でき、かつ、国土交通行政に対する関心が高くモニターとしての熱意を有する方。（次の～に掲げる方は除きます。）

国会議員及び地方公共団体の議会の議員

国土交通行政に関係する常勤の国家公務員及び地方公務員

国土交通省所管の独立行政法人、特殊法人及び地方共同法人の常勤の役職員

～に掲げる方の同居の親族

6. モニターの選考・委嘱

- (1) 選考結果は、平成20年3月下旬までにモニターとなっていた方に直接メールでお知らせ致します。選考に漏れた方にはお知らせ致しませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) モニターの委嘱は、「別表」の「モニターとしてお守りいただく事項」に同意され「承諾書」を提出された方に「委嘱状」を交付して行います。
委嘱期間は、委嘱の日から平成21年3月31日までです。
- (3) モニターは、お住まいの都道府県に該当する「ブロック」の所属となります。なお、ブロック外に転居された場合でも、応募いただいたブロックの所属でモニター活動を行っていただきます。

7. モニターの仕事

モニターにはインターネットを通じて、次のことを行っていただきます。

国土交通省（本省及び所属するブロック）が提示する「アンケート調査」に対して回答書を提出していただきます。（国土交通省（本省及び所属するブロック）が提示する「課題」に対して意見書を提出していただく場合もあります。）

上記以外に、国土交通行政に関してモニター自身が気付いた随時の意見（「随時意見書」）を提出していただくことができます。

平成20年度のアンケート調査等は、4回を予定しておりますが、都合により回数が増えることがあります。

提出いただいた回答書、意見書については、全体の傾向を整理等したうえで、後日、モニターホームページ上で回答結果、主要な意見などを公表する予定です。

8. モニターへの謝金

モニターに対して、アンケート調査・課題の回答の実績に応じ、謝金をお支払いします。謝金の額は、1件につき1千円とします。ただし、平成20年度の謝金の上限は、各モニター4千円となります。

「随時意見書」には、謝金はお支払い致しません。また、他ブロックのアンケート調査・課題にお答えいただいた場合も、謝金はお支払いいたしませんのでご了承ください。

(別表)「モニターとしてお守りいただく事項」

1. 「モニター心得」として次のことをお守りください。
 - 資格の除外事項に該当した場合は、14日以内に届け出ること。
 - 電子会議室上の記述を改ざんし、又は消去しないこと。
 - 電子会議室用の設備又は他のモニター若しくは第三者の設備の利用に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
 - 自己のID及びこれに対応するパスワードを他のモニター又は第三者に通知しないこと。
 - 他のモニターのID及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。
 - 上記～に違反したことにより他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
 - 他のモニターが上記～に違反したことにより損害を被った場合においては、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
 - 上記～に違反したことにより国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を賠償すること。
2. 電子会議室に書き込んで서는ならない事項は次のとおりです。
 - 営業活動又はその準備を目的とする記述。
 - 宗教に関する宣伝又は勧誘を目的とする記述。
 - 選挙の事前運動又は選挙運動を目的とする記述。
 - 他のモニター又は第三者を誹謗中傷し、又は脅迫する記述。
 - 他のモニター又は第三者の名誉を毀損し、又はそのプライバシーを侵害する記述。
 - 他のモニター又は第三者の権利を侵害する記述。
 - 公序良俗に反する記述。
 - 法令に違反する記述。
 - その他電子会議室における意見交換を妨げることを目的とする記述。
 - 上記に該当する記述がなされた場合は、電子会議室の管理運営担当者が当該記述を削除することとします。
3. 上記1又は2に違反した場合及びその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でないと認められた場合は、委嘱を取り消されることがあります。

平成20年度 2月募集

国土交通行政 インターネットモニター

モニター募集

～あなたのご意見をお聴かせください～

募集期間:平成20年2月1日(金)～2月28日(木)



九州ブロック国土交通行政インターネットモニター運営会議

九州地方整備局
九州運輸局
大阪航空局

福岡航空交通管制部
那覇航空交通管制部

あなたのご意見をお聴かせください！

～平成20年度「国土交通行政インターネットモニター」を募集します～

国土交通省では、平成20年度「国土交通行政インターネットモニター」を募集します。この制度は、広く国民の皆様から、国土交通行政の課題に関しインターネットを利用して質の高い意見・要望等をお聴きし、今後の国土交通行政の施策展開の参考とすることを目的として、平成16年度から実施しているものです。

1. 募集者数

九州ブロック 135名

2. 募集期間

平成20年2月1日(金)から平成20年2月28日(木)までです。

3. 応募方法

国土交通行政インターネットモニターホームページより応募していただきます。

<https://www.monitor.mlit.go.jp/>

4. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上(平成20年4月1日現在)の方で、インターネットを容易に利用でき、国土交通行政に対する関心が高くモニターとしての熱意を有する方とします。

ただし、国会・地方公共団体の議員、国土交通行政に携わる公務員、国土交通省所管の独立行政法人等の役職員及びその同居の親族は除きます。

5. モニターの仕事

①国土交通省が提示する「アンケート調査」に対して回答書を提出していただきます。

(国土交通省が提示する「課題」に対して意見書を提出していただく場合もあります。)

②国土交通行政に関してモニター自身が気づいた「随時意見書」を提出することができます。

6. モニターの期間

平成20年度のモニターの委嘱期間は、委嘱の日から平成21年3月31日までです。

～皆様からのご応募を心よりお待ちしております。～

＜問い合わせ先＞
九州運輸局 総務部 総務課
担当: 山下、古賀
電話: 092-472-2312